

議案第 27 号

山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
 山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市体育施設条例の一部を改正する条例

山陽小野田市体育施設条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

山陽小野田市市民体育館	使用区分		時間区分	午前 9 時から正午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 10 時まで	使用時間区分帯以外 （1 時間につき）	
							午前	午後
野田市民体育館	主専用競技場	専入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツ文化行事	2,100円	3,880円	5,030円	730円	1,360円
			営利を目的としない催物	8,380円	15,510円	20,110円	2,930円	5,450円
			営利を目的とする催	33,520円	62,020円	80,460円	11,730円	21,790円

	物					
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツ文化行事	4,190円	7,750円	10,060円	1,470円	2,720円
	営利を目的としない催物	16,760円	31,020円	40,230円	5,870円	10,900円
	営利を目的とする催物	33,520円	62,020円	80,460円	11,730円	21,790円
一般使用 (バドミントンコート1面あたり)	小・中・高校生	220円	220円	310円		
	その他	310円	310円	520円		
会議室	1時間につき 370円			440円	550円	
トレーニング室	小・中・高校生		1人1回につき 110円 (回数券12枚綴り 1,100円)			
	その他		1人1回につき 220円 (回数券12枚綴り 2,200円)			
附属施設及び器具使用料						
品名	単位	金額	品名	単位	金額	

バレーボール器具	1組	440円	バスケットボール器具	1組	550円	
バドミントン器具	1組	110円	卓球器具	1組	110円	
テニス器具	1組	440円	ハンドボール器具	1組	440円	
インディアカ器具	1組	110円	パイプ椅子	1脚	10円	
机	1脚	20円	フロアーシート	1式	5,500円	
移動ステージ	1式	1,100円	会議室	冷房	1時間	490円
放送設備	1式	2,200円		暖房	1時間	330円

備考

- 1 専用使用とは、一定時間体育館の主競技場、更衣室及びシャワー室並びに観覧席を貸切使用することをいい、その他の使用を一般使用という。
- 2 1回とは、使用時間区分帯に従いそれぞれ1回とする。
- 3 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合は、定額の2割増とする。ただし、一般使用する場合を除く。
- 4 使用時間区分帯以外（1時間につき）欄の使用料は、午前9時前及び午後10時以降の使用について適用する。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。
- 5 入場料等を徴収する場合は、最高入場料に50を乗じて得た額を定額に加算して徴収する。
- 6 「入場料等」とは、使用者がその使用に際し、入場者から徴収する入場料、会費又はこれに準ずるもの（直接会場では徴収しないが、買上額等により招待券を発行するもの又は整理費名目で徴収するもの等を含む。）をいい、入場料等の金額が明らかでないものは、1,000円の入場料を徴収するものとみなす。
- 7 既設の設備以外に電気を使用する場合は、電気料に相当する額を別に徴収する。
- 8 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。
- 9 使用時間が時間区分帯の欄の時間に満たないときの使用料は、使用時間区分帯の欄の使用料を徴収する。

山陽小野田 市野球場	時間区分 使用区分		午前6時から午前8時30分まで	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から日没まで	
			高校生以下	630円	1,050円	1,320円	1,050円
	入場料を徴収しない場合	一般	1,360円	2,100円	2,620円	2,100円	
		プロスポーツ及びスポーツ以外の催物	10,210円	15,710円	19,640円	15,710円	
		高校生以下	3,140円	5,240円	6,550円	5,240円	
	入場料を徴収する場合	一般	6,290円	10,480円	13,100円	10,480円	
		プロスポーツ及びスポーツ以外の催物	47,140円	78,570円	98,210円	78,570円	
		備考 1 入場料を徴収する場合は、上記使用料のほか、最高の入場料、その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算して徴収する。 2 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。					
	附属施設及び器具使用料						
	品名			単位		金額	
放送器具			1日		1,050円		
			1試合		520円		
スコアボード			1日		1,050円		
			1試合		520円		

山陽小野	時間区分 使用区分		午前6時から午前8時30分まで	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から日没まで
			高校生以下	220円	310円	420円

田市 サッ カ 一 場 ・ 運 動 広 場 ・ 厚 狭 球 場	料を	一般	420円	630円	840円	630円
	徴収	プロスポーツ及	3,300円	4,980円	6,600円	4,980円
	しない場 合	びスポーツ以外 の催物				
	入場	高校生以下	1,100円	1,650円	2,200円	1,650円
料を 徴収 する 場合	一般		2,200円	3,300円	4,400円	3,300円
	プロスポーツ及	16,500円	24,750円	33,000円	24,750円	
	びスポーツ以外 の催物					
備考	<p>1 入場料を徴収する場合は、上記使用料のほか、最高の入場料、その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算して徴収する。</p> <p>2 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。</p>					

附属施設及び器具使用料

施設名		単位	金額	備考
夜 間 照 明	小野田運動広場	1時間	1,980円	1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて計算する。
	岡石丸運動広場	1時間	220円	

山陽小野田 市民プール (7月第1 日曜日～8 月31日)	時間区分 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後7時まで	備考
	大人	110円	110円	110円	
	小人	50円	50円	50円	中学生以 下

					(4歳未満を除く。)
--	--	--	--	--	------------

山陽 小野 田市	時間区分		午前6時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	備考
	使用区分					
武道館 (柔剣道場・アーチェリー場)	一般使用	大人	110円	110円	110円	1 小人とは、高校生(18歳未満の者を含む)以下の者をいう。 2 年間使用とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの使用をいう。 3 柔剣道場及び弓道場を併せ専用使用する場合は、所定使用料の倍額を徴収する。 4 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。 5 1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて計算する。
		小人	50円	50円	50円	
専用使用		1時間につき 330円				
弓道場)	年間使用	大人	2,200円			
		小人	1,100円			

山陽小野田 市下村テニ スコート	時間区分 使用区分	午前9時から 正午まで	正午から午 後5時まで	午後5時から 日没まで	備考
	一般	110円	110円	110円	
小・中・高 校生	50円	50円	50円		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山陽小野田市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可したものから適用し、同日前に使用許可したものについては、なお従前の例による。

山陽小野田市体育施設条例新旧対照表

改正後										改正前									
別表（第 4 条関係）										別表（第 4 条関係）									
山陽小野田市	使用区分	時間区分	午前 9	正午か	午後 5	使用時間区分		午前	午後	山陽小野田市	使用区分	時間区分	午前 9	正午か	午後 5	使用時間区分		午前	午後
			時から	ら午後	時から	帯以外							時から	帯以外					
			正午ま	5 時ま	午後	(1 時間につ							正午ま	5 時ま	午後	(1 時間につ			
			で	で	10 時	き)							で	で	10 時	き)			
					まで										まで				
市主専入場	アマチュ		2,100	3,880	5,030	730円	1,360			市主専入場	アマチュ		2,060	3,810	4,940	720円	1,330		
民競用料等	アスポー		円	円	円		円			民競用料等	アスポー		円	円	円		円		
体技使を徴	ツ文化行									体技使を徴	ツ文化行								
育場用収し	事									育場用収し	事								
館	ない	営利を目	8,380	15,510	20,110	2,930	5,450			館	ない	営利を目	8,220	15,220	19,750	2,880	5,350		
	場合	的としな	円	円	円	円	円				場合	的としな	円	円	円	円	円		
		い催物										い催物							
		営利を目	33,520	62,020	80,460	11,730	21,790					営利を目	32,910	60,900	79,000	11,520	21,390		
		的とする	円	円	円	円	円					的とする	円	円	円	円	円		
		催物										催物							
	入場	アマチュ	4,190	7,750	10,060	1,470	2,720				入場	アマチュ	4,110	7,610	9,880	1,440	2,670		
	料等	アスポー	円	円	円	円	円				料等	アスポー	円	円	円	円	円		

徴収する場合	ツ文化行事					
	営利を目的としな い催物	16,760 円	31,020 円	40,230 円	5,870 円	10,900 円
	営利を目的とする 催物	33,520 円	62,020 円	80,460 円	11,730 円	21,790 円
一般使用 (バド ミント ンコー ト1面 当た り)	小・中・ 高校生	220円	220円	310円		
	その他	310円	310円	520円		
会議室		1時間につき		370円	440円	550円
トレーニング室		小・中・高校 生		1人1回につき		110円
				(回数券12枚綴り 1,100円)		

徴収する場合	ツ文化行事					
	営利を目的としな い催物	16,450 円	30,450 円	39,500 円	5,760 円	10,700 円
	営利を目的とする 催物	32,910 円	60,900 円	79,000 円	11,520 円	21,390 円
一般使用 (バド ミント ンコー ト1面 当た り)	小・中・ 高校生	210円	210円	310円		
	その他	310円	310円	510円		
会議室		1時間につき		1,080 円	1,620 円	2,160 円
トレーニング室		小・中・高校 生		1人1回につき		100円
				(回数券12枚綴り 1,080円)		

		その他	1人1回につき 220円 (回数券12枚綴り 2,200円)		
附属施設及び器具使用料					
品名	単位	金額	品名	単位	金額
バレーボール器具	1組	440円	バスケットボール器具	1組	550円
バドミントン器具	1組	110円	卓球器具	1組	110円
テニス器具	1組	440円	ハンドボール器具	1組	440円
インディアアカ器具	1組	110円	パイプ椅子	1脚	10円
机	1脚	20円	フロアシート	1式	5,500円
移動ステージ	1式	1,100円	会議室	冷房	1時 490円

		その他	1人1回につき 210円 (回数券12枚綴り 2,160円)		
附属施設及び器具使用料					
品名	単位	金額	品名	単位	金額
バレーボール器具	1組	430円	バスケットボール器具	1組	540円
バドミントン器具	〃	100円	卓球器具	〃	100円
テニス器具	〃	430円	ハンドボール器具	〃	430円
インディアアカ器具	〃	100円	パイプ椅子	1脚	10円
机	1脚	20円	フロアシート	1式	5,400円
移動ステージ	1式	1,080円	会議室	冷房	1時 480円

放送設備	1式	2,200	暖房	1	330円
		円		時間	

備考

- 1 専用使用とは、一定時間体育館の主競技場、更衣室及びシャワー室並びに観覧席を貸切使用することをいい、その他の使用を一般使用という。
- 2 1回とは、使用時間区分帯に従いそれぞれ1回とする。
- 3 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合は、定額の2割増とする。ただし、一般使用する場合を除く。
- 4 使用時間区分帯以外（1時間につき）欄の使用料は、午前9時前及び午後10時以降の使用について適用する。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。
- 5 入場料等を徴収する場合は、最高入場料に50を乗じて得た額を定額に加算して徴収する。
- 6 「入場料等」とは、使用者がその使用に際し、入

放送設備	//	2,160円	暖房	1	320円
				時間	

備考

- 1 専用使用とは、一定時間体育館の主競技場、更衣室及びシャワー室並びに観覧席を貸切使用することをいい、その他の使用を一般使用という。
- 2 1回とは、使用時間区分帯に従いそれぞれ1回とする。
- 3 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合は、定額の2割増とする。ただし、一般使用する場合を除く。
- 4 使用時間区分帯以外（1時間につき）欄の使用料は、午前9時前及び午後10時以降の使用について適用する。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。
- 5 入場料等を徴収する場合は、最高入場料に50を乗じて得た額を定額に加算して徴収する。
- 6 「入場料等」とは、使用者がその使用に際し、入

場者から徴収する入場料、会費又はこれに準ずるもの（直接会場では徴収しないが、買上額等により招待券を発行するもの又は整理費名目で徴収するもの等を含む。）をいい、入場料等の金額が明らかでないものは、1,000円の入場料を徴収するものとみなす。

- 7 既設の設備以外に電気を使用する場合は、電気料に相当する額を別に徴収する。
- 8 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。
- 9 使用時間が時間区分帯の欄の時間に満たないときの使用料は、使用時間区分帯の欄の使用料を徴収する。

場者から徴収する入場料、会費又はこれに準ずるもの（直接会場では徴収しないが、買上額等により招待券を発行するもの又は整理費名目で徴収するもの等を含む。）をいい、入場料等の金額が明らかでないものは、1,000円の入場料を徴収するものとみなす。

- 7 既設の設備以外に電気を使用する場合は、電気料に相当する額を別に徴収する。
- 8 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。
- 9 使用時間が時間区分帯の欄の時間に満たないときの使用料は、使用時間区分帯の欄の使用料を徴収する。

山陽小野田市	時間区分	午前6時	午前8時	正午から	午後5時
		から午前8時30分まで	30分から正午まで	午後5時まで	から日没まで
田入場料を徴収しない	高校生以下	630円	1,050円	1,320円	1,050円
	一般	1,360円	2,100円	2,620円	2,100円
	プロス	10,210円	15,710円	19,640円	15,710円

山陽小野田市	時間区分	午前6時	午前8時	正午から	午後5時
		から午前8時30分まで	30分から正午まで	午後5時まで	から日没まで
田入場料を徴収しない	高校生以下	620円	1,030円	1,290円	1,030円
	一般	1,330円	2,060円	2,580円	2,060円
	プロス	10,030円	15,430円	19,280円	15,430円

場い場 合	ポーツ 及びス ポーツ 以外の 催物					
	入場 料を 徴収 する 場合	高校生 以下	3,140円	5,240円	6,550円	5,240円
		一般	6,290円	10,480円	13,100円	10,480円
		プロス ポーツ 及びス ポーツ 以外の 催物	47,140円	78,570円	98,210円	78,570円
備考	<p>1 入場料を徴収する場合は、上記使用料のほか、最高の入場料、その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算して徴収する。</p> <p>2 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。</p>					
附属施設及び器具使用料						
品名	単位	金額				
放送器	1日	1,050円				

場い場 合	ポーツ 及びス ポーツ 以外の 催物					
	入場 料を 徴収 する 場合	高校生 以下	3,080円	5,150円	6,430円	5,150円
		一般	6,170円	10,290円	12,860円	10,290円
		プロス ポーツ 及びス ポーツ 以外の 催物	46,280円	77,140円	96,430円	77,140円
備考	<p>1 入場料を徴収する場合は、上記使用料のほか、最高の入場料、その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算して徴収する。</p> <p>2 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。</p>					
附属施設及び器具使用料						
品名	単位	金額	備考			
放送器	1日	1,030円	専用使用の場合にあっ			

具	1 試合	520円
スコア	1 日	1,050円
一ボー	1 試合	520円
ド		

具	1 試合	510円	ては 1 日以内を、一般 使用の場合にあつては 使用時間区分帯をそれ ぞれ 1 回として計算す る。
スコア	1 日	1,030円	
一ボー	1 試合	510円	
ルド			

山陽小野田	時間区分	使用区分	午前 6 時	午前 8 時	正午から	午後 5 時
			から午前 8 時 3 0 分まで	3 0 分か ら正午ま で	午後 5 時 まで	から日没 まで
田入場 市料を サ徴収	高校生以 下	一般	220円	310円	420円	310円
			420円	630円	840円	630円
ツしな かい場 一合 場 ・	プロスポ ーツ及び スポーツ 以外の催 物		3,300円	4,980円	6,600円	4,980円
運入場 動料を 広徴収	高校生以 下	一般	1,100円	1,650円	2,200円	1,650円
			2,200円	3,300円	4,400円	3,300円

山陽小野田	時間区分	使用区分	午前 6 時	午前 8 時	正午から	午後 5 時
			から午前 8 時 3 0 分まで	3 0 分か ら正午ま で	午後 5 時 まで	から日没 まで
田入場 市料を サ徴収	高校生以 下	一般	210円	310円	420円	310円
			420円	620円	830円	620円
ツしな かい場 一合 場 ・	プロスポ ーツ及び スポーツ 以外の催 物		3,240円	4,890円	6,480円	4,890円
運入場 動料を 広徴収	高校生以 下	一般	1,080円	1,620円	2,160円	1,620円
			2,160円	3,240円	4,320円	3,240円

場 ・ 厚 狭 球	場 ・ 厚 狭 球	する 場合 スポーツ 以外の催 物	する 場合 スポーツ 以外の催 物	16,500円	24,750円	33,000円	24,750円	16,500円	24,750円	33,000円	24,750円
備考	備考	<p>1 入場料を徴収する場合は、上記使用料のほか、最高の入場料、その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算して徴収する。</p> <p>2 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。</p>									
附属施設及び器具使用料											
施設名		単位	金額	備考							
夜間照 明	小野田運 動広場	1時間	1,980円	1時間未満の端数が生じたときは、							
	岡石丸運 動広場	1時間	220円								

場 ・ 厚 狭 球	場 ・ 厚 狭 球	する 場合 スポーツ 以外の催 物	する 場合 スポーツ 以外の催 物	16,200円	24,300円	32,400円	24,300円	16,200円	24,300円	32,400円	24,300円
備考	備考	<p>1 入場料を徴収する場合は、上記使用料のほか、最高の入場料、その他これに類する料金に100を乗じて得た額を加算して徴収する。</p> <p>2 市外申込者の使用は、定額の5割増とする。</p>									
附属施設及び器具使用料											
施設名		単位	金額	備考							
夜間照 明	小野田運 動広場	1時間	1,940円	1時間未満の端数が生じたときは、							
	岡石丸運 動広場	1時間	210円								

山陽小 野田市 民プー ル (7月 第1日 曜日～ 8月 31 日)	時間区 分	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後4 時まで	午後5時 から午後 7時まで	備考
	使用区 分				
	大人	110円	110円	110円	
小人	50円	50円	50円	中学生以 下 (4歳未 満を除 く。)	

山陽小 野田市 民プー ル (7月 第1日 曜日～ 8月 31 日)	時間区 分	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後4 時まで	午後5時 から午後 7時まで	備考
	使用区 分				
	大人	100円	100円	100円	
小人	50円	50円	50円	中学生以 下 (4歳未 満を除 く。)	

山陽小 野田市 武区分 道一大	時間区 分	午前6 時から 正午ま で	正午か ら午後 5時ま で	午後5 時から 午後 10時 まで	備考
	使用区 分				
	110円	110円	110円	1	小人とは、高校生

山陽小 野田市 武区分 道一大	時間区 分	午前6 時から 正午ま で	正午か ら午後 5時ま で	午後5 時から 午後 10時 まで	備考
	使用区 分				
	100円	100円	100円	1	小人とは、高校生

館	一般	人				<u>(18歳未満の者を含む)以下の者をいう。</u> <u>2 年間使用とは、毎年</u>
使	小	人	50円	50円	50円	
柔	専用	使	1時間につき	330		<u>4月1日から翌年3月</u> <u>31日までの使用をい</u> <u>う。</u>
剣	専用	使	円			
道	年	大		2,200円		<u>3 柔剣道場及び弓道場</u> <u>を併せ専用使用する場</u> <u>合は、所定使用料の倍</u> <u>額を徴収する。</u>
場	間	人				
・	弓	小		1,100円		<u>4 市外申込者の使用</u> <u>は、定額の5割増とす</u> <u>る。</u>
ア	道	人				
ー	場					<u>5 1時間未満の端数が</u> <u>生じたときは、1時間</u> <u>に切り上げて計算す</u> <u>る。</u>
チ						
ェ						
リ						
ー						
場						

館	一般	人				<u>(18歳未満の者を含む)以下の者をいう。</u> <u>2 年間使用とは、毎年</u>
使	小	人	50円	50円	50円	
柔	専用	使	1時間につき	320		<u>4月1日から翌年3月</u> <u>31日までの使用をい</u> <u>う。</u>
剣	専用	使	円			
道	年	大		2,160円		<u>3 武道館は、柔剣道場</u> <u>及び弓道場をもって構</u> <u>成する。</u>
場	間	人				
・	弓	小		1,080円		<u>4 柔剣道場及び弓道場</u> <u>を併せ専用使用する場</u> <u>合は、所定使用料の倍</u> <u>額を徴収する。</u>
ア	道	人				
ー	場					<u>5 市外申込者の使用</u> <u>は、定額の5割増とす</u> <u>る。</u>
チ						
ェ						<u>6 1時間未満の端数が</u> <u>生じたときは、1時間</u> <u>に切り上げて計算す</u> <u>る。</u>
リ						
ー						
場						

山陽小野田 市 下 村 テ ニ ス コ ー ト	時間区分	午前 9	正午か	午後 5	備考
	使用区分	時から	ら午後	時から	
		正午ま	5時ま	日没ま	
一般	で	110円	110円	110円	市外申込者の使用料は、定額の3倍とする。
小・中・高校生	で	50円	50円	50円	

山陽小野田 市 下 村 テ ニ ス コ ー ト	時間区分	午前 9	正午か	午後 5	備考
	使用区分	時から	ら午後	時から	
		正午ま	5時ま	日没ま	
一般	で	100円	100円	100円	市外申込者の使用料は、定額の3倍とする。
小・中・高校生	で	50円	50円	50円	